

秦荘町・愛知川町合併研究会会議の傍聴に関する要綱(案)

第1 趣旨

この要綱は、秦荘町・愛知川町合併研究会会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人の定員

会議の傍聴人の定員は、20人とする。

第3 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、傍聴届（第1号様式）に住所、氏名及び年齢を記入の上、秦荘町・愛知川町合併研究会（以下「研究会」という。）の事務局に提出し、傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が第2で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

第4 傍聴証の返還

傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを研究会の事務局に返還しなければならない。

第5 傍聴席に入ることができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、つえその他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。ただし、身体の都合により必要なつえ等の所持につき、研究会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た場合は、この限りでない。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影または録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

第6 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

第7 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

第8 職員の指示

傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

第9 傍聴人の措置

傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

第10 違反に対する措置

傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第11 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年1月 日から施行する。

第1号様式

受付番号

傍聴届

秦荘町・愛知川町合併研究会 事務局 御中

平成 年 月 日

月 日開催の秦荘町・愛知川町合併研究会の傍聴をしたいので届け出ます。

住 所	
氏 名	
年 齢	

傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付します。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が20名を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定します。

第2号様式

傍 聴 証

番号		氏 名	
----	--	-----	--

平成 年 月 日

秦荘町・愛知川町合併研究会長 印

傍聴を終え、退場するときは、傍聴証を研究会事務局に返還してください。

- ・傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れないこと。
 - (7) 不体裁な行為または他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (8) その他会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ・傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- ・傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。
- ・傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- ・傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。